

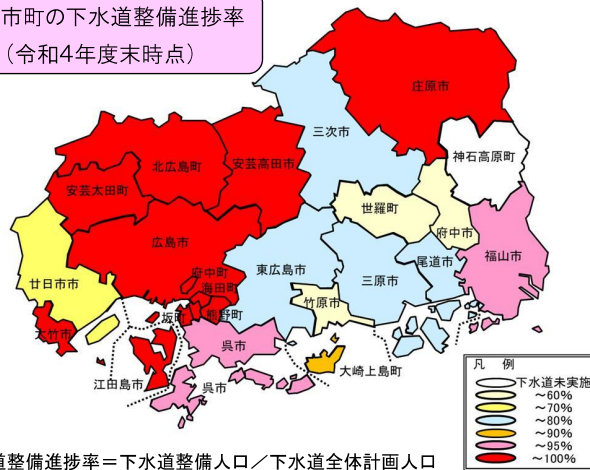
4 社会資本整備の推進 (9) 都市の生活環境を守る下水道機能の強化

国への提案事項

下水道施設(汚水・雨水)に係る財政措置の継続・拡充

- 公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、下水道の汚水処理施設にかかる財政措置を確実に継続すること。
- 近年の多発する自然災害を踏まえ、下水道による流域治水の取組を着実に推進するための地方負担に対する交付税措置割合の引き上げなど、財政措置を拡充すること。

県内市町の下水道整備進捗率
(令和4年度末時点)



※下水道整備進捗率=下水道整備人口/下水道全体計画人口
 令和4年度末時点 広島県全体91.8% →令和8年度末 96.0%を目標に取組中

令和6年度事業実施予定箇所

■流域下水道

芦田川流域下水道 処理場改築、耐震化
 太田川流域下水道 処理場改築、耐震化
 沼田川流域下水道 処理場改築、耐震化

■公共下水道

(汚水)

未普及対策 東広島市東広島処理区 ほか17処理区
 老朽化対策 呉市広処理区 ほか22処理区

(雨水)

浸水対策 福山市蔵王排水区 ほか28排水区
 老朽化対策 廿日市市廿日市排水区 ほか23排水区

【提案先省庁:総務省、財務省、国土交通省】

4 社会資本整備の推進 (9) 都市の生活環境を守る下水道機能の強化

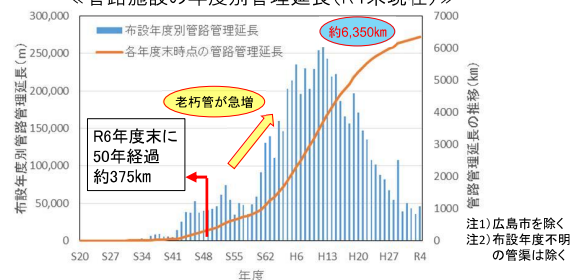
提案の背景

- 下水道の新設(未普及対策)については、国から令和8年度末の概成が要請されており、未概成の県内市町では汚水処理整備に関するアクションプランを策定する等により、下水道施設整備を推進しているが、今後は国による支援が限定的になることが懸念される。
- また、汚水管の改築に係る国費支援について、ウオーターPPP導入を決定済であることが令和9年度以降の要件化とされ、県内の一部自治体では国の支援による検討を進めているが、市町によっては関係者との調整に時間を要する等により、令和8年度までの導入決定が困難となる可能性があり、今後、下水道施設のストックマネジメント計画に基づく改築に必要な予算確保が困難となることが懸念される。
- 一方で、近年の度重なる集中豪雨により各地で内水による浸水被害が多発しており、県内全ての一・二級水系で策定された「流域治水プロジェクト」に基づき、下水道による浸水対策を加速させる必要がある。

課題

- 今後、改築更新費が増加する一方で、人口減少等により使用料収入は減少する見込みであり、改築費用をすべて受益者(地方)が賄うには負担が大きい。

《管路施設の年度別管理延長(R4末現在)》



- ・令和6年度末で標準耐用年数50年を経過する管渠の延長は約375kmであるが、10年後には2.4倍の約887km、20年後には6.7倍の約2,514kmと急激に増加する。
- ・57箇所ある下水処理場でも、機械・電気設備の標準耐用年数15年を経過した施設が55箇所(全体の97%)と老朽化が進行している。

- 浸水被害の軽減に向けて、浸水対策を集中的に行う必要があるが、財政力の低い自治体では対応が困難。



(平成30年7月 福山市蔵王排水区)
 ※100mm安心プランに基づき実施中



(令和3年7月 竹原市本川排水区)
 ※流域水害対策計画に基づき実施中

5 地方分権改革・地方財源の充実強化 (1) 地方分権改革の一層の推進

国への提案事項

1 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

人口減少社会やデジタル化の進展を踏まえ、令和の時代にふさわしい国と地方の最適な役割分担を再設計するなど、次のとおり、国と地方のあり方について、抜本的な議論を進めること。

○ 国と地方の事務の最適化

- ・全国一律の基準により実施すべき事務については、原則として国が直接実施すること。
- ・生活保護事務など、全国一律の基準で行われる給付・申請・届出等について、電子申請システムの導入等により、地方を経由せずに国で一括処理するよう仕組みを構築すること。

○ 法令による義務付け・枠づけの更なる緩和

- ・地方がその事情にあった施策を推進できるよう、従うべき基準の新たな設定は行わないこと。また、既存の「従うべき基準」も、原則参酌基準とするなど一定の期間での見直しを行う制度とすること。
- ・計画策定におけるナビゲーションガイドのように、国が自ら制度の見直しを図るルールを設定すること。

○ 自治立法権の拡充、立法分権

- ・国の立法過程への地方の更なる参画や従来から議論のある条例による「上書き権」の問題に関しては、現行の法体系との整合性等を踏まえつつ、議論を深めていくこと。

2 地方分権型道州制の実現

- ・道州制の制度設計等を本格的に議論するための具体的な取組を促進すること。

【提案先省庁：内閣府】

5 地方分権改革・地方財源の充実強化 (1) 地方分権改革の一層の推進

現状／課題

1 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

● 現状・課題

- ・分権改革後も依然として国の地方への過剰な関与が認められる事例が散見されている。
- ・現在、地方分権改革をさらに進めるための手段として、提案募集制度があり、一定の成果を上げているものの、地方分権改革というよりは、制度改善の提案が主な内容となっている。
- ・このため、地方分権改革をさらに進めるためには、従来の「国の権限を地方に移譲する」という発想ではなく、地方分権改革の目指す「個性を活かし自立した地方をつくる」という視点に立った新たな取組が必要。

● 令和5年度の本県の取組など

- ・このため、令和5年度に、国の過剰な関与・規制が存在する分野について、全国知事会で全国アンケートを実施。
- ・アンケートで把握された課題や他の都道府県からの提案に基づき、全国知事会において、「今後の国と地方の最適な役割分担」をテーマに、有識者を交えて、議論を行っており、令和6年度夏の全国知事会議に向けて、新たな提言をとりまとめている。

2 地方分権型道州制の実現

- ・国全体の活力と成長を促進するためには、国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより、国と地方双方の政府機能を強化した「地方分権型道州制」の実現が必要。
- ・しかし、平成30年に自由民主党道州制推進本部が廃止、令和4年の参議院議員総選挙では、政権公約に道州制の導入を掲げた政党は1つのみ。

5 地方分権改革・地方財源の充実強化 (2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあつては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や法定率の引上げによる臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて、次の点に的確に対応すること。

1 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が、必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により必要な総額を確保することとされている（地方交付税法第6条の3第2項）。

地方財政は、毎年度多額の財源不足が生じていることから、同法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げを行い、全額を地方交付税で措置し、臨時財政対策債による補填措置を早期に解消すること。

5 地方分権改革・地方財源の充実強化 (2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

2 一般財源総額の確保・充実

(1) 安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実

地方財政計画の策定に当たっては、今後も社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が責任をもって、子ども・子育て政策の強化などの重要課題に対応し、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう地方単独事業も含めた歳出の積上げを行うとともに、先行き不透明な地方の税収動向を的確に反映し、令和7年度以降においても安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること。

(2) 物価上昇等の影響の地方財政計画への的確な反映

デフレから脱却し、物価と賃金がともに上昇する経済に移行していく中においては、給与関係経費や光熱費・指定管理の委託料の増加はもとより、金利上昇に伴う地方債の利払い費の増加、資材価格や労務単価の上昇に伴う投資的経費の増加など、幅広い経費の増加が見込まれる。

このため、行政サービスの水準を落とすことなく安定的に提供できるよう、地方財政計画の策定に当たっては、金利上昇による利払い費の増加を適切に見込むとともに、足元の物価上昇率を歳出全体に反映するなど、その影響を的確に反映すること。

国への提案事項

3 臨時財政対策債等の償還財源の確保

臨時財政対策債や景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした地方債の元利償還金については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠で確実に確保すること。

4 緊急浚渫推進事業債の期限延長

平成30年7月豪雨災害や令和3年7月・8月豪雨災害など近年頻発した豪雨災害の影響により、緊急的に実施する必要がある河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫事業の箇所が未だ多く残っていることを踏まえ、令和7年度以降も、集中的に浚渫事業を実施し、危険箇所を計画的かつ早期に解消できるよう、緊急浚渫推進事業債の期限を延長すること。

国への提案事項

■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

- 「デジタル田園都市国家構想交付金」については、引き続き、地方が地方創生の取組やデジタル技術を活用した地方活性化の取組を一層深化、加速させることができるよう、交付金総額の拡充も含め十分な所要額を確実に確保するとともに、財源を恒久化するなど、財政面で継続的に支援すること。また、交付金の配分に当たっては、地域経済への波及効果の高い取組を行う道府県に重点配分をすること。
- 試行錯誤しながら課題解決に挑戦する地方自治体を幅広く支援するため、他地域で確立されたモデル・サービスの横展開を行う取組やデータ連携基盤の活用を前提とした取組に対する支援だけでなく、地方が地域の実情を踏まえた自由な発想のもとに取り組むものにも、交付金が柔軟かつ弾力的に活用できるよう、交付対象の拡充や運用の改善を図ること。

【提案先省庁：内閣府、デジタル庁、総務省、財務省】

現状及び課題

- 令和6年度地方財政計画では、前年度と比べ0.6兆円増の62.7兆円の一般財源総額が確保されるとともに、臨時財政対策債の発行額が抑制されるなど地方財政の健全化が進められたところ。
- しかしながら、地方財政の財源不足は引き続き生じており、臨時財政対策債等の特例的な措置による補填が常態化している。

◆一般財源総額(水準超経費除き)

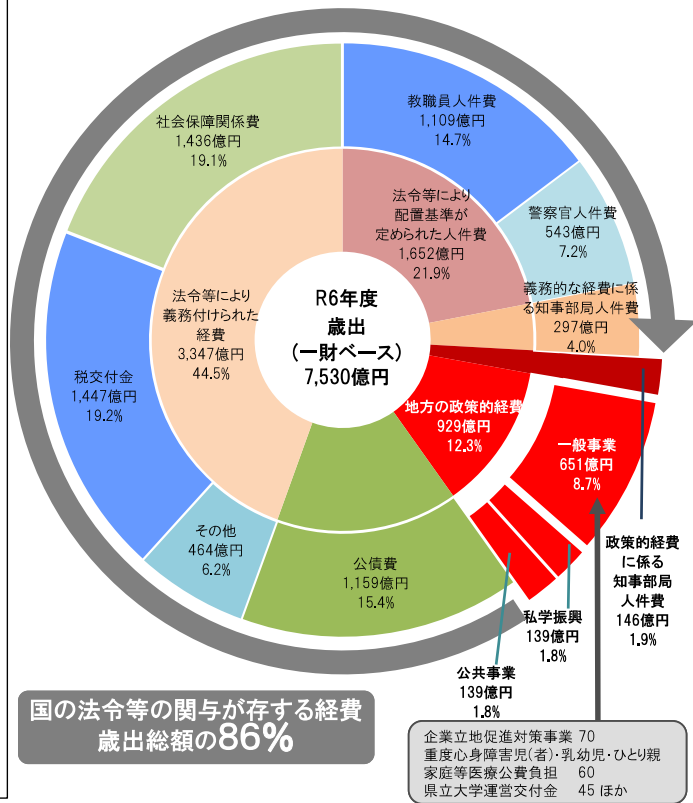
	一般財源総額	地方税等	地方交付税	臨時財政対策債
R5地方財政計画	62.2兆円	45.7兆円	18.4兆円	1.0兆円
R6地方財政計画	62.7兆円	46.6兆円	18.7兆円	0.5兆円
前年度比	+0.6兆円	+0.9兆円	+0.3兆円	▲0.5兆円

※端数処理の関係で内訳が一致しない場合がある

- 広島県の歳出総額1兆957億円(R6年度当初予算)に対し、国庫支出金や県債を充当した経費等を除く一般財源ベースでは7,530億円。
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、**国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割**を占めている状況。
- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、**国は必要な財源措置を講じなければならない**(地方自治法第232条第2項)ことから、こうした現状にあっては、**地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能の確保が不可欠**。

5 地方分権改革・地方財源の充実強化 (2)安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

広島県の歳出構造(令和6年度当初予算)



国の法令等の関与が存する経費
歳出総額の86%

5 地方分権改革・地方財源の充実強化 (2)安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

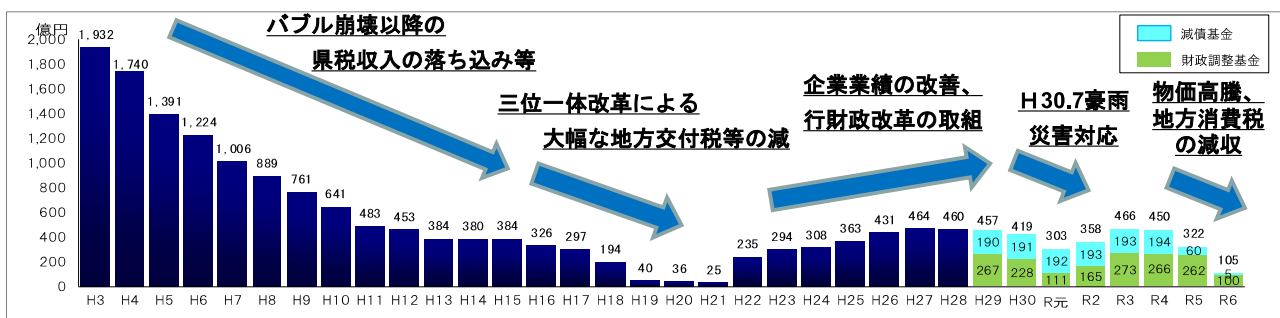
現状/これまでの経緯

- 本県の財源調整的基金については、平成3年度末(1,932億円)をピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等に伴う財源不足への対応などにより急激に減少した後、平成16~18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には、ほぼ底(25億円)をついた。
- その後、国を大きく上回る行財政改革の取組等により、平成29年度末には、457億円まで回復したが、平成30年7月豪雨災害への対応に伴い大きく減少。
- 令和3年度には、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、一時は、残高が100億円を下回る状況となったが、県税収入の増などにより令和3年度末には、平成30年7月豪雨災害前の水準に回復。
- しかしながら、令和5年度、令和6年度は、物価高騰への対応に加え、地方消費税の大幅な減収の影響などにより、基金残高が大きく減少する見込みとなっている。

課題

- 近年、各地方団体の基金残高が増加していることから、残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。
- 本県における財源調整的基金の増加は、景気変動による税収減や災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組み財源を捻出してきたものであるが、平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、不測の事態が生じた際は一瞬で激減するものである。
- こうしたリスクに対して、地方が柔軟かつ機動的に対応していくためには、基金を一定程度確保することが非常に重要である。
- 地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

■広島県の財源調整的基金残高



※ 財源調整的基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金(財政運営のために自由に使える貯金)のことで、広島県では財政調整基金と減債基金の一部をいう。グラフ数値は年度末残高であり、R4年度までは決算値、R5年度は2月補正予算後の見込み、R6年度は当初予算編成時の見込み。

5 地方分権改革・地方財源の充実強化
(2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状／広島県の取組

- 「デジタル田園都市国家構想交付金」については、全国知事会や中国地方知事会等で、財源確保や制度改善等について必要に応じ提案活動を実施してきたところ。

課題

- 地方が地方創生に資する取組を進める上では、所要額の確実な確保と、財源が一時的なものでなく恒久的なものであることが必要。
- 現行の交付要件では、地域独自の課題解決に向けて、他地域の事例の横展開を行う取組やデータ連携基盤の活用を前提とした取組が支援対象の中心となっているため、交付金の使途の拡大や運用の改善が必要。

令和6年度 内閣・内閣本府等予算のポイント（概要）

- デジタル田園都市国家構想の実現に向け、「デジタル田園都市国家構想交付金」（1,000億円）等により、地方におけるデジタル実装やデジタルの活用による地方創生の取組を推進。

地方創生推進タイプ

- ▶ 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。
 - ・ 地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援（最長5年間）
 - ・ 東京圏からのU19タウンの促進及び地方の担い手不足対策
 - ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・汚水処理施設・港）の一体的な整備

地方創生拠点整備タイプ

- ▶ 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。



デジタル実装タイプ

- ▶ デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。



地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ（仮称）

- ▶ 産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備への機動的かつ追加的な支援を創設。



5 地方分権改革・地方税財源の充実強化

(3) 市町の財政基盤の強化

国への提案事項

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

- 市町における人口減少対策や、少子高齢化に対応したまちづくりをより一層進めることができるよう、地方創生推進費や令和7年度までとされている地域デジタル社会推進費等により、必要な地方交付税措置を引き続き講じるほか、必要な国庫補助金等や有利な地方債措置により、確実な財源措置を行うこと。

2 条件不利地域を有する市町への財政措置

- 本県では、全国に先駆けて市町村合併を進め、合併後のまちづくりに取り組んできたが、県内には、条件不利地域を有する市町が多く、厳しい財政運営を強いられている。これらの地域において、総合戦略に基づく地域の特色や地域資源を生かした各種施策を着実に実施していくため、必要となる中長期的な財政措置を、引き続き、確実に講じること。
特に、地方交付税算定における条件不利地域への割増や、ソフト分を含めた過疎対策事業債の必要額を確実に措置すること。

3 大規模災害に備えた消防施設等の整備推進に関する支援

- 能登半島地震など、近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、大規模災害に備えた消防・救急に係る施設・設備を計画的に維持・強化するため、緊急防災・減災事業債について、令和7年度までとされている現行期限を延長すること。

【提案先省庁：総務省、消防庁】

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

2 条件不利地域を有する市町への財政措置

5 地方分権改革・地方税財源の充実強化 (3) 市町の財政基盤の強化

現状／施策の背景・経緯

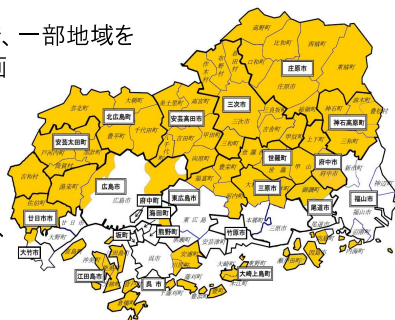
1 喫緊の財政需要に対する財政措置

令和2年の国勢調査において、県内人口は平成27年度と比べ1.5%減少となっているが、中山間地域や島しょ部では、5%以上減少しており、各市町が15団体、うち4市町は10%以上減少しており、各市町においては、人口減少対策等、地方創生に資する取組や地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に向けた取組について重点的に行っているところである。

2 条件不利地域を有する市町への財政措置

本県は「平成の大合併」による市町村数減少率が73.3%（全国2位）であり、合併市町においては、更なる行財政の効率化に取り組むとともに、建設計画事業を推進してきた。

令和6年度までで、一部地域を除き、合併建設計画期間(20年)が終了するが、引き続き、県内には条件不利地域を有する市町が多く、総合戦略に基づくまちづくりを着実に推進する必要がある。



課題

- 市町においては、人口減少や少子高齢化が進展する中、デジタル田園都市国家構想総合戦略への対応や中山間地域の活性化、公共施設等総合管理計画の着実な実施など、山積する課題に取り組んでいる。
- 中長期的な財政措置としては、公共施設等適正管理推進事業債の期限延長など配慮をいただいているが、自主的・主体的な地方創生への取組やデジタル実装に係る経費の増加は避けられず、引き続き、安定的な財政措置が必要となっている。
- とりわけ、条件不利地域を有する市町は税源が乏しく、厳しい財政運営が続いている。

地方債計画

項目	(億円)	
	令和6年度	令和5年度
過疎対策事業	5,700	5,400
公共施設等適正管理事業	4,320	4,320